

## 第11回新生ふくしま復興推進本部会議

○日時：平成25年9月18日(水) 13:00-13:15

○場所：特別室（本庁舎2階）

### 【内堀副知事】

ただ今から、新生ふくしま復興推進本部会議を開催します。

はじめに議題1、「子ども・被災者支援法への対応」について、原子力損害対策担当理事から説明してください。

### 【原子力損害対策担当理事】

「子ども・被災者支援法」の基本方針につきましては、法律の成立から1年2か月を経た先日8月30日に基本方針の案が国から示されました。

はじめに、基本方針の概要について御説明します。支援対象地域は、中通り及び浜通りと定められており、会津地域につきましては準支援対象地域に位置付けられ、個別具体の施策によって対象となります。

次の被災者生活支援等施策につきましては、3月に公表された施策パッケージが基本となっており、既存の施策が数多く計上されておりますが、一部、新規拡充施策も掲載されております。

これら基本方針につきましては、現在、国が9月23日までの期間、パブリックコメントによって意見を公募中という状況でございます。

次に2番目、基本方針の主な課題でございます。

今回主として4つの課題があると考えており、①健康管理、医療の確保については、1つ目の生涯にわたる健康診断、2つ目の医療費の減免等、特に本県におきましては、18歳以下の医療費無料化の財源を含めて課題であります。

続けて、②子育ての支援については、子ども元気復活交付金の弾力的な運用、継続的な財源確保、③住宅の確保については、再三にわたって要望しておりますが、借上住宅供与期間の問題、住み替え等に対する柔軟な対応等、避難の長期化に伴う課題への対応、さらに、④財政上の措置については、これは、地方自治体はもとより民間団体も含めた財源の確保を求めて行く必要があるということでございます。

次に3番目、今後の対応でございますが、県庁内各部局と連携をいたしまして、健康や医療の確保など、被災者の生活全般にわたる支援施策の充実、それから必要な財源措置を国に要望し、十分確保していく必要があると考えております。

以上でございます。

### 【内堀副知事】

この件につきまして、知事からお願いします。

### 【知事】

今、説明があった基本方針については、財源措置を確実に行うことが重要である。

急遽ではあるが、明日、村田副知事に上京してもらおうこととした。しっかり国への要望を行ってもらいたい。以上

#### 【内堀副知事】

次の報告事項は、国の「除染の進捗状況等」について、生活環境部長から説明をしてください。

#### 【生活環境部長】

10日に国から、除染、災害廃棄物等の処理について、見直しの方針が示されました。

まず除染について、1つ目、国直轄地域除染の今後の方向性ですが、これまで2年間で除染し仮置場への搬入を目指すとした目標を改め、個々の市町村の状況に応じて、復興と連携し除染を推進するという事で、具体的には檜葉町、川内村、大熊町については25年度内の完了を目指す。南相馬市、飯館村、川俣町、葛尾村、浪江町、富岡町とは各市町村と引き続き調整を行い、年内を目処に現行の計画を見直す。双葉町については引き続き計画の調整が行われるというものであります。

2つ目の現行除染実施後のフォローアップについて、新たに汚染が特定された地点、取り残しがあった場合については、放射線量に応じてフォローアップ除染を実施するというものであります。防火水槽については、一定の条件の下に汚泥の除去を可能とするとされておりあります。

3つ目、森林除染につきまして、堆積有機物の除去で効果が得られない場合については、追加の除去を可能にし、線量の高い谷間の居住地等で通常の除染で効果が得られない場合は、効果的な個別対応を20mより広げて実施することを可能とするとの新たな方針が示されました。

これまでの実績を踏まえて、今後は効果的かつ迅速な除染や仮置場の確保のための施策、除染を支える体制の整備といった加速化メニューを総動員して、除染の加速化を図るというものであります。

県としては、計画の再度の見直しが生じないように、市町村の要望を十分把握しながら、各市町村の除染計画に適切に反映されるよう、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように進めていきたいと考えております。

次に災害廃棄物の処理進捗状況についての総点検でございます。

国直轄とはなりますが、現行計画の平成26年3月までの終了が困難な状況で、避難されている方々の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、帰還の妨げになる廃棄物を速やかに撤去して、仮置場に搬入することを最優先の目標とすることとして、災害廃棄物処理の一環として、長期避難により荒廃した生活環境保全上の支障が生じている家屋を解体撤去の対象に追加するという新たな方針が示されました。

こうした施策によって、今後の処理の進め方ですが、仮置場が確保されている場合は、平成25年度内に帰還の妨げにならないよう、廃棄物の撤去・仮置場への搬入を完了させる。仮置場が確保されていない場合には、早期に同意取得したうえで、搬入完了時期の目標を、年内を目途に個別に設定することとしております。

次に、仮置場搬入後の処理につきまして、処理施設の場所が確保されている場合には、25年度内の着工、26年度内の処理開始、処理開始後概ね2、3年以内に処理完了を目指すとしております。

次に、避難区域外における処理スケジュールについてです。

一部の地域で26年3月末までの処理完了が困難であることから、現時点の処理見通しを踏まえた、新たな目標を示したものであります。

具体的には、仮置場への搬入は25年度内の完了、それから、搬入後の処理は25年度末まで可能な限り進めることとし、発生量の多い一部地域は26年度のできるだけ早い時期に処理を完了させるとしております。国の代行処理については、各処理施設の進捗に応じてできるだけ早い時期に完了を目指すとしております。

以上でございます。

#### 【内堀副知事】

この件につきまして、知事からお願いします。

#### 【知事】

国の直轄除染、そして、災害廃棄物の処理について計画の見直しがあったが、避難している方の将来にわたる大きな問題であって、帰還に直結するものであり、見直しをすることについては大変遺憾であります。

これからの見直しでは、再び同じようなことがないように、しっかりと見直しをしていただきたいと、国には要望しております。

森林除染については、森林全体の除染方針を早期に提示するように国に求めていきたい。

国直轄以外の市町村の除染についても大事なことであるので、それぞれ部局連携して早く進めてもらいたい。

#### 【内堀副知事】

次に報告事項2つ目、「皇太子同妃両殿下御来県」について、企画調整部長から説明してください。

#### 【企画調整部長】

皇太子、皇太子妃両殿下におかれましては、来る9月22日、今度の日曜日でございますが、本県にお越しいただけることとなりました。

このたびの行啓は、郡山市内の応急仮設住宅、子育て支援施設を御訪問いただきますほか、放射性物質の検査状況等を御視察いただくものであります。

以上、報告をいたします。

#### 【知事】

両殿下には、一昨年に引き続き2回目の福島県御訪問ということで、一昨年もそれぞれ被災者の方々に、心温まる激励をいただいております、今回も本当にありがたいと

心から思っております。両殿下の御訪問が福島県民にとって、何よりも大きな励みになるものであります。これによって復興が一層推進されるものと期待しています。

#### 【内堀副知事】

次に報告事項3つ目、「平成25年度業務の適正な執行に向けた取組状況」について、総務部長から説明してください。

#### 【総務部長】

資料3をお願いします。「平成25年度業務の適正な執行に向けた取組状況」についてでございます。

これは皆さんも御承知のとおり、昨年24年度に不適切な事務処理が非常に多かったということで、予算をしっかりと執行するという観点から、職員の意識改革、チェック機能の確保、財務事務の適正化について徹底したものであります。

皆さんの協力により、第1四半期の取組状況をまとめました。

1つ目、コンプライアンスの徹底でございますが、各所属においてコンプライアンス委員会や研修会の開催、所属長の面談などを行い、職員一人一人の意識付けを行ったところであります。

2つ目、チェック機能の確保についてですが、複数チェック体制の確保を徹底するとともに、各所属において年間の業務スケジュール等を作成し、進捗状況の確認と、情報共有を行うこととしております。

なお、こういった状況の中で、今回も使用料について過誤徴収がありました。更なるチェック体制の強化について、それぞれ検討をお願いします。

3つ目、財務事務の適正化でございます。重点事業及び重点事業以外の主要事業全体で362事業について、第1四半期における執行状況の確認を行っていただきました。

歳入及び歳出も含めまして、概ね適正に行っておりますが、まだ一部課題もございます。国からの内示、交付決定が若干遅れているものや、国との協議が長引いているものがありますので、それぞれ迅速化に努めていただきたいと思います。

中程の表を見ていただきますと、第1四半期は全体で35.6%の進捗率となっております。概ね順調に進んでおります。表の中では一桁台の進捗のものがありますが、これは事業の性格上、第2四半期に市町村が実施するとか、市町村に交付するというものもありますので、こういったものも概ね順調に進んでいるということは付け加えさせていただきます。

引き続き業務の適正化、財務事務の執行の適正化について、各部局、緊張感を持って取り組んでいただきたいと思います。

#### 【内堀副知事】

それでは、以上で、本部会議を終了いたします。